

## 福島市私有道路内公共下水道布設要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、下水道法第3条に基づき公共下水道を整備するにあたり、福島市公共下水道事業認可区域内の私有道路に公共下水道を布設する際の基準等を定めることで、公共下水道の適切な整備と、生活環境の改善及び水洗化の普及促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「公共下水道」とは、上下水道局(以下「局」という。)が管理する部分のことであり、本管、取付管、公共汚水柵等をいう。

### (公共下水道布設の私有道路)

第3条 局において、公共下水道を布設する私有道路とは、次の各号に掲げる条件を備えたものとする。

- 一 私有道路の両端又は一端が公道に接続し、一般公衆の通行が可能であること。
- 二 袋小路の場合は、当該私有道路に面した所有権の異なる家屋が2戸以上あり、なおかつ独立の生計を営むものであること。この場合、集合住宅は1戸と算定する。
- 三 私有道路の幅員が1.8メートル以上であること。
- 四 私有道路が分筆されており、地目が公衆用道路であること。
- 五 私有道路所有者全員から承諾が得られること。
- 六 私有道路沿線の土地所有者全員が工事完成後の公共下水道への接続並びに受益者負担金の賦課及び納付について承諾が得られること。

2 次の各号に掲げる私有道路においては、この要綱を適用しないものとする。

- 一 公共下水道供用開始区域に隣接していない私有道路
- 二 開発行為等による宅地造成等にて、あらたに築造された私有道路
- 三 既に公共下水道に接続されている私有道路

3 ただし、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が公益上特に必要と認めた場合は、この限りでない。

### (土地の使用料及び使用期間)

第4条 前条に規定する私有道路の土地の使用料は無償とし、使用期間は局が公共下水道を廃止するまでの間とする。

### (申請)

第5条 この要綱による私有道路内に公共下水道布設を希望するものは、私有道路内公共下

水道布設工事申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて申請し、局がその書類を保管する。

- 一 私有道路位置図(様式第2号)(公図及び私有道路の土地登記事項要約書を添付すること。)
- 二 私有道路内公共下水道布設希望者名簿(様式第3号)
- 三 私有道路内公共下水道布設承諾書(様式第4号)(印鑑登録証明書を添付すること。)
- 四 その他管理者が特に必要と認めた書類(確約書等)

#### (決定通知)

第6条 管理者は、前条の規定による申請書の提出があったときは、必要な調査を行い、その適否を決定し、その旨を私有道路内公共下水道布設工事申請決定通知書(様式第5号)により申請者に通知する。

#### (権利の変動)

第7条 この要綱の第5条第三号の私有道路内公共下水道布設承諾書(様式第4号)の土地所有者において、所有権を第三者に譲渡する場合は、譲受人又はその他あらたに権利を獲得することになる者に対し、当該公共下水道の使用権及び局との承諾内容を承継しなければならない。

2 前項及び相続等による権利の変動があった場合は、速やかに局に協議し、あらたな所有者の承諾書を提出すること。

#### (完成後の措置)

第8条 この要綱により布設された公共下水道の維持管理は、局が行うものとし、私有道路の所有者及び利用者は、当該公共下水道の維持管理の支障となることを行ってはならない。

2 私有道路の路面の維持管理は、私有道路の所有者又は管理者が行うものとする。

3 自己都合による当該公共下水道の移設を行う場合は、局の許可を得て行うものとし、その費用は原因者が負担しなければならない。

4 あらたに当該公共下水道への利用の申出をした者がいるときは、私有道路の所有者及び利用者は正当な理由のない限り、公共下水道への接続を拒んではならない。

#### (施行期日)

この要綱は令和8年4月1日から施行する。